

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 平成 3 1 年第 1 回天草市議会（定例会）議案

| 議案番号     | 件 名                                      | 提出年月日                 | 議決年月日 | 議決の結果 |
|----------|------------------------------------------|-----------------------|-------|-------|
| 議第 1 号   | 天草市出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について             | 平成 3 1 年<br>2 月 2 5 日 |       |       |
| 議第 2 号   | 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    | 〃                     |       |       |
| 議第 3 号   | 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃                     |       |       |
| 議第 4 号   | 天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 〃                     |       |       |
| 議第 5 号   | 天草市総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定について            | 〃                     |       |       |
| 議第 6 号   | 天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について               | 〃                     |       |       |
| 議第 7 号   | 天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について   | 〃                     |       |       |
| 議第 8 号   | 天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について               | 〃                     |       |       |
| 議第 9 号   | 天草市手数料条例及び天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について     | 〃                     |       |       |
| 議第 1 0 号 | 天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について          | 〃                     |       |       |
| 議第 1 1 号 | 工事請負契約の変更について                            | 〃                     |       |       |
| 議第 1 2 号 | 工事請負契約の締結について                            | 〃                     |       |       |
| 議第 1 3 号 | 第 2 次天草市総合計画後期基本計画の策定について                | 〃                     |       |       |

| 議案番号     | 件名                                 | 提出年月日                 | 議決年月日 | 議決の結果 |
|----------|------------------------------------|-----------------------|-------|-------|
| 議第 1 4 号 | 指定管理者の指定について（二江地区コミュニティセンター）       | 平成 3 1 年<br>2 月 2 5 日 |       |       |
| 議第 1 5 号 | 指定管理者の指定について（本渡老人福祉センター）           | 〃                     |       |       |
| 議第 1 6 号 | 指定管理者の指定について（牛深老人福祉センター）           | 〃                     |       |       |
| 議第 1 7 号 | 指定管理者の指定について（有明老人福祉センター）           | 〃                     |       |       |
| 議第 1 8 号 | 指定管理者の指定について（倉岳老人福祉センター）           | 〃                     |       |       |
| 議第 1 9 号 | 指定管理者の指定について（河浦老人福祉センター）           | 〃                     |       |       |
| 議第 2 0 号 | 指定管理者の指定について（天草市在宅介護支援サテライト施設ふたうら） | 〃                     |       |       |
| 議第 2 1 号 | 指定管理者の指定について（天草市在宅介護支援サテライト施設おにき）  | 〃                     |       |       |
| 議第 2 2 号 | 指定管理者の指定について（河浦生活支援ハウス）            | 〃                     |       |       |
| 議第 2 3 号 | 指定管理者の指定について（新和高齢者生活福祉センター）        | 〃                     |       |       |
| 議第 2 4 号 | 指定管理者の指定について（倉岳特産品展示販売交流施設（えびす茶屋）） | 〃                     |       |       |
| 議第 2 5 号 | 指定管理者の変更について（新和緑の村）                | 〃                     |       |       |
| 議第 2 6 号 | 市道路線の認定について                        | 〃                     |       |       |
| 議第 2 7 号 | 財産の取得について                          | 〃                     |       |       |
| 議第 2 8 号 | 平成 3 0 年度天草市一般会計補正予算（第 7 号）        | 〃                     |       |       |

| 議案番号     | 件名                                 | 提出年月日                 | 議決年月日 | 議決の結果 |
|----------|------------------------------------|-----------------------|-------|-------|
| 議第 2 9 号 | 平成 3 1 年度天草市一般会計予算                 | 平成 3 1 年<br>2 月 2 5 日 |       |       |
| 議第 3 0 号 | 平成 3 1 年度天草市国民健康保険特別<br>会計予算       | 〃                     |       |       |
| 議第 3 1 号 | 平成 3 1 年度天草市介護保険特別会計<br>予算         | 〃                     |       |       |
| 議第 3 2 号 | 平成 3 1 年度天草市後期高齢者医療特<br>別会計予算      | 〃                     |       |       |
| 議第 3 3 号 | 平成 3 1 年度天草市浄化槽市町村整備<br>推進事業特別会計予算 | 〃                     |       |       |
| 議第 3 4 号 | 平成 3 1 年度天草市国民健康保険診療<br>施設特別会計予算   | 〃                     |       |       |
| 議第 3 5 号 | 平成 3 1 年度天草市歯科診療所特別会<br>計予算        | 〃                     |       |       |
| 議第 3 6 号 | 平成 3 1 年度天草市斎場事業特別会計<br>予算         | 〃                     |       |       |
| 議第 3 7 号 | 平成 3 1 年度天草市一町田財産区特別<br>会計予算       | 〃                     |       |       |
| 議第 3 8 号 | 平成 3 1 年度天草市新合財産区特別会<br>計予算        | 〃                     |       |       |
| 議第 3 9 号 | 平成 3 1 年度天草市病院事業会計予算               | 〃                     |       |       |
| 議第 4 0 号 | 平成 3 1 年度天草市水道事業会計予算               | 〃                     |       |       |
| 議第 4 1 号 | 平成 3 1 年度天草市下水道事業会計予<br>算          | 〃                     |       |       |

## 議第 1 号

### 天草市出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市出張所設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

### 天草市出張所設置条例等の一部を改正する条例

(天草市出張所設置条例の一部改正)

第 1 条 天草市出張所設置条例（平成 18 年天草市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表二江出張所の項中「3150 番地 3」を「3066 番地」に改める。

(天草市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 二江地区コミュニティセンターの項中「3150 番地 3」を「3066 番地」に改める。

別表第 2 二江地区コミュニティセンターの部を次のように改める。

|                |         |       |       |
|----------------|---------|-------|-------|
| 二江地区コミュニティセンター | 視聴覚室    | 200 円 | 200 円 |
|                | 会議室     | 200 円 | 200 円 |
|                | 会議室（和室） | 100 円 | 100 円 |
|                | 調理室     | 400 円 | 200 円 |
|                | 多目的室    | 300 円 | 200 円 |

(天草市児童館条例の一部改正)

第 3 条 天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表二江児童館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

| 区分                     |                           | 基本使用料<br>(1時間当たり) |
|------------------------|---------------------------|-------------------|
| 遊戯室                    | 本渡児童センター<br>わくわく本渡児童館     | 310円              |
|                        | 楠浦児童館<br>志柿児童館<br>河浦中央児童館 | 200円              |
| 集会室<br>会議室             | 本渡児童センター<br>わくわく本渡児童館     | 110円              |
| 図書室<br>創作活動室<br>児童クラブ室 | 楠浦児童館<br>志柿児童館<br>河浦中央児童館 | 100円              |

(備考)

- 1 基本使用料について、利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 冷暖房使用料は、本渡児童センター及びわくわく本渡児童館にあっては各室1時間当たり110円とし、それ以外の児童館にあっては各室1時間当たり100円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

旧二江小学校校舎を地域拠点施設として整備するため、関係条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 2 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国家公務員に係る時間外勤務命令に関する措置を踏まえ、本市職員に係る時間外勤務命令を行うことができる上限時間等を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

### 議第 3 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

#### (12) 天草キリンタン館長

別表移住・定住コーディネーターの項中「134, 100」を「135, 200」に改め、同表レセプト点検業務嘱託員の項中「110, 100」を「111, 200」に改め、同表管理栄養士嘱託員の項中「134, 100」を「135, 200」に改め、同表栄養士嘱託員の項及び歯科衛生士嘱託員の項中「119, 600」を「120, 700」に改め、同表保健師嘱託員の項中「134, 100」を「135, 200」に改め、同表看護師嘱託員の項及び運動指導嘱託員の項中「119, 600」を「120, 700」に改め、同表介護保険要介護認定訪問調査員の項中「143, 200」を「144, 000」に改め、同表就労支援員の項、家庭児童相談員の項及び女性相談員の項中「110, 100」を「111, 200」に改め、同表児童厚生員の項及び子育てアドバイザーの項中「119, 600」を「120, 700」に改め、同表保育士嘱託員の項中「133, 800」を「135, 100」に改め、同表給食調理員（保育所給食調理員を除く。）の項中「112, 100」を「113, 300」に改め、同表放課後児童支援員の項中「119, 600」を「120, 700」に改め、同表クリーンセンター業務嘱託員の項、環境美化業務嘱託員の項及び水産研究センター業務嘱託員の項中「



「１１２，１００」を「１１３，３００」に改め、同表消費生活相談員の項中「１１０，１００」を「１１１，２００」に改め、同表事務補助嘱託員の項中「１１０，１００」を「１１１，２００」に、「８７６」を「８８５」に改め、同表診療所の項及び学校主事嘱託員の項中「１１０，１００」を「１１１，２００」に改め、同表適応指導教室教員の項及び学習指導補助教員の項中「１７４，９００」を「１７６，９００」に改め、同表学校司書の項中「１３４，１００」を「１３５，２００」に改め、同表幼稚園補助教員の項中「１３３，８００」を「１３５，１００」に改め、同表教育指導アドバイザーの項中「１１０，１００」を「１１１，２００」に改め、同表図書館司書の項中「１３４，１００」を「１３５，２００」に改め、同表社会教育指導員の項中「１１０，１００」を「１１１，２００」に改め、同表天草市勤労青少年ホーム指導員の項の次に次のように加える。

|           |            |
|-----------|------------|
| 天草キリシタン館長 | 月額 １７０，２００ |
|-----------|------------|

別表学校給食センター調理嘱託員の項中「８９２」を「９０２」に改め、同表学校給食受入れ業務嘱託員の項中「８７６」を「８８５」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

#### （提案理由）

報酬の額を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第４項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第４号

天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成３１年２月２５日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２０年天草市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第１０４条第４項第２号」を「第１０４条第７項第２号」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の天草市職員の自己啓発等休業に関する条例第４条第２号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４１号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第１０４条第４項第２号の規定により旧学校教育法第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第９１条に規定する専攻科及び旧学校教育法第９７条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（提案理由）

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 5 号

天草市総合政策審議会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市総合政策審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市総合政策審議会条例の一部を改正する条例

天草市総合政策審議会条例（平成 27 年天草市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条並びに第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「行財政改革大綱」を「行政経営改革大綱」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政経営改革大綱の策定に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第6号

天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市体育館条例等の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部改正)

第1条 天草市体育館条例(平成18年天草市条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表第1天草市中石体育館の項及び天草市大多尾体育館の項を削る。

|       |   |           |   |   |           |  |       |
|-------|---|-----------|---|---|-----------|--|-------|
|       | 「 |           |   |   |           |  |       |
|       |   | 天草市大宮地体育館 |   | 「 |           |  |       |
| 別表第2中 |   | 天草市大多尾体育館 | を |   | 天草市大宮地体育館 |  | に改める。 |
|       |   | 天草市中石体育館  |   |   |           |  | 」     |
|       |   |           |   | 」 |           |  |       |

(天草市運動広場条例の一部改正)

第2条 天草市運動広場条例(平成18年天草市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表第1天草市大江運動広場の項を削る。

(天草市新和B&G海洋センター条例の一部改正)

第3条 天草市新和B&G海洋センター条例(平成18年天草市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

社会体育施設の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

天草市新和及び五和農畜産物処理加工施設条例（平成 18 年天草市条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天草市新和農畜産物処理加工施設条例

第 2 条の表五和農畜産物処理加工施設の項を削る。

第 3 条の見出しを「（加工機器）」に改め、同条中「施設等は、次のとおりとする」を「加工機器の品名、数量等は、規則で定める」に改め、同条の表を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 16 条関係）

| 施設       | 区分           | 単位     | 金額        | 備考                                        |
|----------|--------------|--------|-----------|-------------------------------------------|
| 加工<br>機器 | みそづくり（200kg） | 1 工程   | 10, 290 円 |                                           |
|          | しょう油づくり      | 1 工程   | 7, 720 円  |                                           |
|          | 肉加工          | 1 工程   | 2, 580 円  |                                           |
|          | その他の<br>機器類  | 回転式加圧釜 | 1 回       | 1, 030 円                                  |
|          |              | 三重釜    | 1 回       | 520 円                                     |
|          |              | ミンチ機   | 1 回       | 520 円基本量を 30kg までとし、10kg 増すごとに 160 円加算する。 |

|         |                           |     |      |         |                                            |
|---------|---------------------------|-----|------|---------|--------------------------------------------|
|         |                           | その他 | 1 回  | 5 2 0 円 |                                            |
| 加工<br>室 | 加工機器は利用せず、部屋<br>のみを利用する場合 |     | 1 時間 | 4 4 0 円 | 利用時間に 1 時間未満の<br>端数があるときは、1 時<br>間として計算する。 |

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

五和農畜産物処理加工施設の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 8 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宮南一般住宅の項及び中村一般住宅 1 号棟の項を削り、同表中村一般住宅 2 号棟の項中「中村一般住宅 2 号棟」を「中村一般住宅」に改める。

別表第 3 宮南一般住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。



## 議第 9 号

天草市手数料条例及び天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例及び天草市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市手数料条例及び天草市建築基準条例の一部を改正する条例

(天草市手数料条例の一部改正)

第 1 条 天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 54 号中「建築等許可申請手数料」を「特例許可申請手数料」に改め、同条中第 122 号を第 127 号とし、第 97 号から第 121 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 96 号中「分けて」の次に「増築等を含む工事又は用途の変更に伴う」を加え、同号を同条第 101 号とし、同条第 95 号中「分けて」の次に「増築等を含む工事又は用途の変更に伴う」を加え、同号を同条第 100 号とし、同条第 94 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 99 号とし、同条中第 93 号を第 98 号とし、第 86 号から第 92 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 91 号の前に次の 2 号を加える。

(89) 興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 1 件につき 120,000 円

(90) 特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 1 件につき 160,000 円

第 2 条中第 85 号を第 88 号とし、第 84 号を第 87 号とし、第 83 号を第 86 号とし、同条第 82 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 85 号とし、同条第 81 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 84 号とし、同条中第 80 号を第 83 号とし、第 79 号を第 82 号とし、第 78 号を第 81 号とし、同条第 77 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 80 号とし、同条中第 76 号を第 79 号とし、第 68 号から第 75 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 67 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 70 号とし、同条中第 66 号を第 69 号とし、第 59 号から第 65 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 58 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号を同条第 61 号とし、

同号の前に次の１号を加える。

(60) 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 １件につき ３３,０００円

第２条第５７号中「建築物の建ぺい率」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定等がある場合における建築物の建蔽率」に改め、同号を同条第５９号とし、同条中第５６号を第５８号とし、第５５号を第５７号とし、第５４号の次に次の２号を加える。

(55) 用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可申請手数料 １件につき １２０,０００円

(56) 用途地域等における日常生活に必要な建築物の特例許可申請手数料 １件につき １４０,０００円

(天草市建築基準条例の一部改正)

第２条 天草市建築基準条例（平成２３年天草市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「平家建の建築物で延べ面積が５０平方メートル以内のものについて」を「当該建築物又はその敷地に防蟻上有効な措置が講じられていると認められる場合」に改める。

第１６条中「。次条において同じ」を削る。

第１７条を次のように改める。

第１７条 削除

第３０条の見出しを「（仮設興行場等並びに一時的な用途変更に係る興行場等及び特別興行場等に対する特例）」に改め、同条中「に規定する仮設興行場等」を「又は第６項の規定により許可を受けた仮設興行場等及び法第８７条の３第５項又は第６項の規定により許可を受けた興行場等又は特別興行場等」に改める。

第３３条第１項中「第１７条」を「第１６条」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）の施行の日から施行する。ただし、第２条中天草市建築基準条例第３条第１項、第１６条、第１７条及び第３３条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

天草市立学校給食センター条例（平成 18 年天草市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立河浦学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立河浦学校給食センターの天草市立牛深学校給食センターへの統合に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 1 1 号

### 工事請負契約の変更について

平成 3 0 年 6 月 2 2 日議決された議第 1 1 2 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 2, 9 0 0, 5 2 3, 2 6 2 円」を「契約の金額 2, 9 1 4, 5 2 9, 7 7 5 円」とする。

(提案理由)

天草市本庁舎建設工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要があるため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 12 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |   |        |                                                         |
|---|--------|---------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 嵐口外平線道路災害復旧工事                                           |
| 2 | 工事場所   | 天草市御所浦町御所浦 地内                                           |
| 3 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札                                               |
| 4 | 契約の金額  | 153,165,600円                                            |
| 5 | 契約の相手方 | 住 所 天草市御所浦町御所浦2327番地<br>名 称 有限会社 富山建設<br>代表者 代表取締役 富山和人 |

#### （提案理由）

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 13 号

第 2 次天草市総合計画後期基本計画の策定について

第 2 次天草市総合計画後期基本計画を別冊のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

天草市総合計画を定めるには、天草市議会基本条例（平成 24 年天草市条例第 24 号）第 1 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 14 号

### 指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二江地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町二江 3150 番地 3

二江まちづくり振興会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



議第 15 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市南新町 9 番地 19

公益社団法人天草市シルバー人材センター

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 16 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牛深老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 17 号

### 指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

有明老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 18 号

### 指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

倉岳老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 19 号

### 指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 20 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 18 年天草市条例第 137 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市在宅介護支援サテライト施設ふたうら

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 2 1 号

### 指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市在宅介護支援サテライト施設おにき

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2 9 4 3 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 22 号

### 指定管理者の指定について

天草市河浦生活支援ハウス条例（平成 18 年天草市条例第 141 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦生活支援ハウス

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



議第 23 号

指定管理者の指定について

天草市新和高齢者生活福祉センター条例（平成 18 年天草市条例第 142 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新和高齢者生活福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 2 4 号

### 指定管理者の指定について

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 2 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

倉岳特産品展示販売交流施設（えびす茶屋）

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町棚底 2 0 9 9 番地

株式会社 くらたけ

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

### （提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 25 号

### 指定管理者の変更について

平成 30 年 12 月 21 日議決された議第 182 号「指定管理者の指定について」の一部を次のように変更するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

「竜洞山みどりの村運営協議会」を「NPO 法人天草みどりの村」とする。

#### （提案理由）

指定管理者に指定された団体が特定非営利活動法人として法人化したことに伴い、当該法人を新和緑の村の指定管理者に指定するに当たり、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

| 路線<br>番号 | 路線名  | 起点                             | 終点                             | 総延長m | 道路敷<br>幅員m  | 参考資料<br>図面番号 |
|----------|------|--------------------------------|--------------------------------|------|-------------|--------------|
| 3333     | 野田崎線 | 新和町大多尾字<br>野田崎 2525 番<br>42 地先 | 新和町大多尾字<br>野田崎 2525 番<br>24 地先 | 22.6 | 4.0～<br>6.8 | ①            |

（提案理由）

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議第 27 号

### 財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 取得の目的   | (新)本渡学校給食センター用地                                 |
| 2 土地の所在地  | 天草市東町7番6の一部 ほか                                  |
| 3 取得の相手方  | 熊本市南区御幸笛田二丁目15番1号<br>株式会社 吉永産業<br>代表取締役社長 吉永 隆夫 |
| 4 取得の予定面積 | 7,674.65平方メートル                                  |
| 5 取得の予定価格 | 173,923,352円                                    |

#### (提案理由)

面積が5,000平方メートル以上で、予定価格が2,000万円以上の土地を取得するには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 30 年度天草市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 30 年度天草市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 608,663 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,820,291 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

| 歳 入                         |         | (単位：千円)    |         |            |
|-----------------------------|---------|------------|---------|------------|
| 款                           | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
| 12 分担金及び負担金                 |         | 491,923    | 17,325  | 509,248    |
|                             | 1 分担金   | 23,660     | 17,325  | 40,985     |
| 14 国庫支出金                    |         | 6,762,181  | 128,834 | 6,891,015  |
|                             | 1 国庫負担金 | 5,106,205  | 23,723  | 5,129,928  |
|                             | 2 国庫補助金 | 1,631,909  | 105,111 | 1,737,020  |
| 15 県支出金                     |         | 3,833,239  | 11,362  | 3,844,601  |
|                             | 1 県負担金  | 2,286,439  | 11,862  | 2,298,301  |
|                             | 2 県補助金  | 1,383,076  | △ 500   | 1,382,576  |
| 17 寄附金                      |         | 308,426    | 200     | 308,626    |
|                             | 1 寄附金   | 308,426    | 200     | 308,626    |
| 18 繰入金                      |         | 3,828,816  | 451,393 | 4,280,209  |
|                             | 2 基金繰入金 | 3,828,816  | 451,393 | 4,280,209  |
| 20 諸収入                      |         | 549,805    | 1,049   | 550,854    |
|                             | 5 雑入    | 346,477    | 1,049   | 347,526    |
| 21 市債                       |         | 8,806,300  | △ 1,500 | 8,804,800  |
|                             | 1 市債    | 8,806,300  | △ 1,500 | 8,804,800  |
| 補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額 |         | 35,630,938 |         | 35,630,938 |
| 歳 入 合 計                     |         | 60,211,628 | 608,663 | 60,820,291 |

| 歳 出                         |          | (単位：千円)    |         |            |
|-----------------------------|----------|------------|---------|------------|
| 款                           | 項        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
| 2 総務費                       |          | 14,054,886 | 382,012 | 14,436,898 |
|                             | 1 総務管理費  | 13,415,201 | 382,012 | 13,797,213 |
| 3 民生費                       |          | 16,865,549 | 142,971 | 17,008,520 |
|                             | 1 社会福祉費  | 4,735,913  | 76,832  | 4,812,745  |
|                             | 2 高齢者福祉費 | 4,197,795  | 2,857   | 4,200,652  |
|                             | 3 児童福祉費  | 6,455,493  | 4,443   | 6,459,936  |
|                             | 4 生活保護費  | 1,475,848  | 58,839  | 1,534,687  |
| 4 衛生費                       |          | 6,469,087  | 2,699   | 6,471,786  |
|                             | 1 保健衛生費  | 1,019,895  | 2,699   | 1,022,594  |
| 5 農林水産業費                    |          | 2,661,232  | 40,266  | 2,701,498  |
|                             | 1 農業費    | 1,383,282  | 40,266  | 1,423,548  |
| 6 商工費                       |          | 2,377,787  | 3,134   | 2,380,921  |
|                             | 1 商工費    | 2,377,787  | 3,134   | 2,380,921  |
| 7 土木費                       |          | 3,272,195  | 37,581  | 3,309,776  |
|                             | 2 道路橋梁費  | 1,538,259  | 24,583  | 1,562,842  |
|                             | 3 河川費    | 179,148    | 12,998  | 192,146    |
| 補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額 |          | 14,510,892 |         | 14,510,892 |
| 歳 出 合 計                     |          | 60,211,628 | 608,663 | 60,820,291 |



第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

| 款        | 項        | 事業名              | 金額      |
|----------|----------|------------------|---------|
| 3 民生費    | 2 高齢者福祉費 | 公の介護施設等整備費補助金    | 2,857   |
| 5 農林水産業費 | 1 農業費    | 団体営農業農村整備事業      | 18,242  |
|          |          | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 29,779  |
|          | 3 水産業費   | 海岸堤防等老朽化対策事業     | 39,000  |
|          |          | 水産物供給基盤機能保全事業    | 30,000  |
| 6 商工費    | 1 商工費    | 重要景観構成要素修景事業     | 6,500   |
| 7 土木費    | 1 土木管理費  | 民間建築物耐震改修促進事業    | 3,000   |
|          | 3 河川費    | 土砂災害危険住宅移転促進事業   | 3,000   |
|          | 4 港湾費    | 港湾施設維持補修事業       | 10,400  |
| 8 消防費    | 1 消防費    | 防災行政無線整備事業       | 261,862 |

2 変 更

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補 正 前       |         | 補 正 後  |         |
|----------|---------|-------------|---------|--------|---------|
|          |         | 事業名         | 金額      | 事業名    | 金額      |
| 5 農林水産業費 | 3 水産業費  | 単独漁港整備事業    | 50,000  | 補正前に同じ | 140,000 |
| 7 土木費    | 2 道路橋梁費 | 市道改良（交付金）事業 | 115,000 | 補正前に同じ | 170,000 |

第3表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

| 起債の目的          | 補 正 前   |                    |                                                                                            |                                                                                                                                    | 補 正 後   |            |            |            |
|----------------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|------------|------------|
|                | 限度額     | 起債の方法              | 利率                                                                                         | 償還の方法                                                                                                                              | 限度額     | 起債の方法      | 利率         | 償還の方法      |
| コミュニティセンター整備事業 | 14,600  | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率<br>見直し方式で借<br>り入れる資金に<br>ついて、利率の<br>見直しを行った<br>後においては、<br>当該見直し後の<br>利率) | 政府資金についてはそ<br>の融資条件により、銀行<br>その他の場合にはその債<br>権者と協定するものによ<br>る。ただし、市財政の都<br>合により据置期間及び償<br>還期限を短縮し、又は繰<br>上償還もしくは低利に借<br>換えすることができる。 | 52,800  | 補正前<br>に同じ | 補正前<br>に同じ | 補正前<br>に同じ |
| 道路橋梁整備事業       | 243,400 | 〃                  | 〃                                                                                          | 〃                                                                                                                                  | 266,700 | 〃          | 〃          | 〃          |
| 河川整備事業         | 43,700  | 〃                  | 〃                                                                                          | 〃                                                                                                                                  | 55,300  | 〃          | 〃          | 〃          |
| 小学校施設整備事業      | 538,100 | 〃                  | 〃                                                                                          | 〃                                                                                                                                  | 515,000 | 〃          | 〃          | 〃          |
| 中学校施設整備事業      | 375,000 | 〃                  | 〃                                                                                          | 〃                                                                                                                                  | 328,900 | 〃          | 〃          | 〃          |
| 幼稚園施設整備事業      | 46,000  | 〃                  | 〃                                                                                          | 〃                                                                                                                                  | 40,600  | 〃          | 〃          | 〃          |

平成31年度天草市一般会計予算

平成31年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,798,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月25日提出

天草市長 中村五木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入           |               | (単位：千円)   |
|---------------|---------------|-----------|
| 款             | 項             | 金 額       |
| 1 市税          |               | 7,406,153 |
|               | 1 市民税         | 2,960,732 |
|               | 2 固定資産税       | 3,319,133 |
|               | 3 軽自動車税       | 278,459   |
|               | 4 市たばこ税       | 515,000   |
|               | 6 入湯税         | 31,400    |
|               | 7 都市計画税       | 301,429   |
| 2 地方譲与税       |               | 493,300   |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 131,000   |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 331,000   |
|               | 3 森林環境譲与税     | 30,000    |
|               | 4 航空機燃料譲与税    | 1,300     |
| 3 利子割交付金      |               | 16,000    |
|               | 1 利子割交付金      | 16,000    |
| 4 配当割交付金      |               | 16,000    |
|               | 1 配当割交付金      | 16,000    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 23,000    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 23,000    |
| 6 地方消費税交付金    |               | 1,581,000 |
|               | 1 地方消費税交付金    | 1,581,000 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 8,000     |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 8,000     |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 54,000    |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 54,000    |
| 9 環境性能割交付金    |               | 35,000    |
|               | 1 環境性能割交付金    | 35,000    |

(単位：千円)

| 款              | 項             | 金 額        |
|----------------|---------------|------------|
| 10 地方特例交付金     |               | 20,000     |
|                | 1 地方特例交付金     | 20,000     |
| 11 地方交付税       |               | 22,711,000 |
|                | 1 地方交付税       | 22,711,000 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |               | 5,000      |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 5,000      |
| 13 分担金及び負担金    |               | 524,786    |
|                | 1 分担金         | 64,252     |
|                | 2 負担金         | 460,534    |
| 14 使用料及び手数料    |               | 645,931    |
|                | 1 使用料         | 467,862    |
|                | 2 手数料         | 178,069    |
| 15 国庫支出金       |               | 6,456,262  |
|                | 1 国庫負担金       | 4,907,213  |
|                | 2 国庫補助金       | 1,533,104  |
|                | 3 国庫委託金       | 15,945     |
| 16 県支出金        |               | 4,040,668  |
|                | 1 県負担金        | 2,291,459  |
|                | 2 県補助金        | 1,438,338  |
|                | 3 県委託金        | 310,871    |
| 17 財産収入        |               | 111,006    |
|                | 1 財産運用収入      | 96,364     |
|                | 2 財産売払収入      | 14,642     |
| 18 寄附金         |               | 300,001    |
|                | 1 寄附金         | 300,001    |
| 19 繰入金         |               | 3,560,091  |

(単位：千円)

| 款      | 項             | 金 額        |
|--------|---------------|------------|
|        | 2 基金繰入金       | 3,560,091  |
| 20 繰越金 |               | 1          |
|        | 1 繰越金         | 1          |
| 21 諸収入 |               | 469,237    |
|        | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,353      |
|        | 2 市預金利子       | 53         |
|        | 3 貸付金元利収入     | 190,024    |
|        | 4 受託事業収入      | 3,137      |
|        | 5 雑入          | 272,670    |
| 22 市債  |               | 6,322,000  |
|        | 1 市債          | 6,322,000  |
| 歳 入    | 合 計           | 54,798,436 |

歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金 額        |
|----------|-------------|------------|
| 1 議会費    |             | 271,242    |
|          | 1 議会費       | 271,242    |
| 2 総務費    |             | 10,917,282 |
|          | 1 総務管理費     | 10,127,718 |
|          | 2 徴税費       | 320,495    |
|          | 3 地籍調査費     | 64,038     |
|          | 4 戸籍住民基本台帳費 | 127,162    |
|          | 5 選挙費       | 194,502    |
|          | 6 統計調査費     | 40,120     |
|          | 7 監査委員費     | 43,247     |
| 3 民生費    |             | 17,046,464 |
|          | 1 社会福祉費     | 4,732,822  |
|          | 2 高齢者福祉費    | 4,501,548  |
|          | 3 児童福祉費     | 6,337,040  |
|          | 4 生活保護費     | 1,474,554  |
|          | 5 災害救助費     | 500        |
| 4 衛生費    |             | 6,009,572  |
|          | 1 保健衛生費     | 949,112    |
|          | 2 環境費       | 3,146,095  |
|          | 3 斎場費       | 69,185     |
|          | 4 水道費       | 799,695    |
|          | 5 病院費       | 905,946    |
|          | 6 看護専門学校費   | 139,539    |
| 5 農林水産業費 |             | 2,444,565  |
|          | 1 農業費       | 1,413,698  |
|          | 2 林業費       | 271,327    |

(単位：千円)

| 款        | 項             | 金 額       |
|----------|---------------|-----------|
|          | 3 水産業費        | 759,540   |
| 6 商工費    |               | 1,851,835 |
|          | 1 商工費         | 1,851,835 |
| 7 土木費    |               | 3,625,605 |
|          | 1 土木管理費       | 194,910   |
|          | 2 道路橋梁費       | 1,469,319 |
|          | 3 河川費         | 220,148   |
|          | 4 港湾費         | 144,875   |
|          | 5 都市計画費       | 1,327,333 |
|          | 7 住宅費         | 269,020   |
| 8 消防費    |               | 2,167,673 |
|          | 1 消防費         | 2,167,673 |
| 9 教育費    |               | 3,149,312 |
|          | 1 教育総務費       | 1,264,283 |
|          | 2 小学校費        | 314,249   |
|          | 3 中学校費        | 242,894   |
|          | 4 幼稚園費        | 134,535   |
|          | 6 学校給食費       | 562,556   |
|          | 7 社会教育費       | 630,795   |
| 10 災害復旧費 |               | 40,354    |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 10,144    |
|          | 2 公共土木施設災害復旧費 | 30,210    |
| 11 公債費   |               | 7,244,532 |
|          | 1 公債費         | 7,244,532 |
| 13 予備費   |               | 30,000    |



(単位：千円)

| 款   | 項     | 金 額        |
|-----|-------|------------|
|     | 1 予備費 | 30,000     |
| 歳 出 | 合 計   | 54,798,436 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項                            | 期 間           | 限 度 額   |
|--------------------------------|---------------|---------|
| ＬＥＤ街路灯等導入事業                    | 平成32年度～平成35年度 | 1,912   |
| 一町田地区コミュニティセンター整備事業            | 平成32年度        | 105,589 |
| 平成31年度商工業設備投資資金利子補給            | 平成32年度～平成34年度 | 5,300   |
| (仮称) 御所浦白亜紀博物館整備事業実施設計業務委託料    | 平成32年度        | 52,071  |
| (新) 本渡学校給食センター建設事業基本・実施設計業務委託料 | 平成32年度        | 16,760  |

第3表 地方債

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的      | 限度額       | 起債の方法              | 利 率                                                                             | 償還の方法                                                                                                              |
|----------------|-----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域情報化事業        | 134,500   | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5. 0%以内<br>(ただし、利率見直し方式<br>で借り入れる資金につい<br>て、利率の見直しを行った<br>後においては、当該見直し<br>後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、<br>銀行その他の場合にはその債権者と協定する<br>ものによる。ただし、市財政の都合により据<br>置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還<br>もしくは低利に借換えすることができる。 |
| コミュニティセンター整備事業 | 317,800   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 体育施設整備事業       | 101,800   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 複合施設整備事業       | 2,463,700 |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 庁舎整備事業         | 115,700   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 地域医療対策事業       | 28,300    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 農業農村整備事業       | 148,500   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 漁港施設整備事業       | 241,700   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 観光施設整備事業       | 192,300   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 道路橋梁整備事業       | 486,200   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 河川整備事業         | 83,000    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 港湾改修事業         | 79,200    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 街路整備事業         | 414,600   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 公園整備事業         | 15,800    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 消防防災施設整備事業     | 377,200   |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 小学校施設整備事業      | 62,800    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 中学校施設整備事業      | 13,000    |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 共同調理場施設整備事業    | 5,900     |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 臨時財政対策債        | 1,040,000 |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |
| 計              | 6,322,000 |                    |                                                                                 |                                                                                                                    |

平成 3 1 年度天草市国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2, 5 7 9, 3 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入        |               | (単位：千円)    |
|------------|---------------|------------|
| 款          | 項             | 金 額        |
| 1 国民健康保険税  |               | 1,749,912  |
|            | 1 国民健康保険税     | 1,749,912  |
| 2 使用料及び手数料 |               | 1,500      |
|            | 1 手数料         | 1,500      |
| 5 県支出金     |               | 9,723,726  |
|            | 1 県負担金・補助金    | 9,723,726  |
| 6 財産収入     |               | 1,255      |
|            | 1 財産運用収入      | 1,255      |
| 7 繰入金      |               | 1,089,454  |
|            | 1 一般会計繰入金     | 1,089,453  |
|            | 2 基金繰入金       | 1          |
| 8 繰越金      |               | 2          |
|            | 1 繰越金         | 2          |
| 9 諸収入      |               | 13,455     |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,100      |
|            | 2 預金利子        | 5          |
|            | 3 雑入          | 10,350     |
| 歳 入        | 合 計           | 12,579,304 |

歳 出

(単位：千円)

| 款              | 項               | 金 額       |
|----------------|-----------------|-----------|
| 1 総務費          |                 | 149,265   |
|                | 1 総務管理費         | 129,357   |
|                | 2 徴税費           | 10,374    |
|                | 3 運営協議会費        | 557       |
|                | 4 国民健康保険特別対策事業費 | 8,977     |
| 2 保険給付費        |                 | 9,352,906 |
|                | 1 療養諸費          | 8,052,406 |
|                | 2 高額療養費         | 1,270,800 |
|                | 3 移送費           | 500       |
|                | 4 出産育児諸費        | 25,200    |
|                | 5 葬祭諸費          | 4,000     |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |                 | 2,873,162 |
|                | 1 医療給付費分        | 2,153,089 |
|                | 2 後期高齢者支援金等分    | 538,252   |
|                | 3 介護納付金分        | 181,821   |
| 4 共同事業拠出金      |                 | 5         |
|                | 1 共同事業拠出金       | 5         |
| 6 保健事業費        |                 | 140,010   |
|                | 1 保健事業費         | 14,473    |
|                | 2 特定健康診査等事業費    | 96,632    |
|                | 3 総合保健施設事業費     | 28,905    |
| 7 基金積立金        |                 | 1,255     |
|                | 1 基金積立金         | 1,255     |
| 9 諸支出金         |                 | 12,701    |
|                | 1 償還金及び還付加算金    | 10,001    |
|                | 2 繰出金           | 2,700     |

(単位：千円)

| 款      | 項     | 金 額        |
|--------|-------|------------|
| 10 予備費 |       | 50,000     |
|        | 1 予備費 | 50,000     |
| 歳 出    | 合 計   | 12,579,304 |

平成 3 1 年度天草市介護保険特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1, 7 9 9, 5 6 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木



第1表 歳入歳出予算

| 歳 入        |               | (単位：千円)    |
|------------|---------------|------------|
| 款          | 項             | 金 額        |
| 1 保険料      |               | 1,933,884  |
|            | 1 介護保険料       | 1,933,884  |
| 2 使用料及び手数料 |               | 200        |
|            | 1 手数料         | 200        |
| 3 国庫支出金    |               | 3,198,753  |
|            | 1 国庫負担金       | 1,942,090  |
|            | 2 国庫補助金       | 1,256,663  |
| 4 支払基金交付金  |               | 3,028,874  |
|            | 1 支払基金交付金     | 3,028,874  |
| 5 県支出金     |               | 1,675,796  |
|            | 1 県負担金        | 1,586,109  |
|            | 2 県補助金        | 89,687     |
| 6 財産収入     |               | 812        |
|            | 1 財産運用収入      | 812        |
| 7 繰入金      |               | 1,960,780  |
|            | 1 一般会計繰入金     | 1,730,780  |
|            | 2 基金繰入金       | 230,000    |
| 8 繰越金      |               | 1          |
|            | 1 繰越金         | 1          |
| 9 諸収入      |               | 465        |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 120        |
|            | 2 預金利子        | 5          |
|            | 3 雑入          | 340        |
| 歳 入        | 合 計           | 11,799,565 |

| 歳 出       |                    | (単位：千円)    |
|-----------|--------------------|------------|
| 款         | 項                  | 金 額        |
| 1 総務費     |                    | 258,701    |
|           | 1 総務管理費            | 159,036    |
|           | 2 徴収費              | 4,668      |
|           | 3 介護認定審査会費         | 93,416     |
|           | 4 趣旨普及費            | 560        |
|           | 5 計画策定委員会費         | 1,021      |
| 2 保険給付費   |                    | 10,856,000 |
|           | 1 介護サービス等諸費        | 9,673,500  |
|           | 2 介護予防サービス等諸費      | 341,200    |
|           | 3 その他諸費            | 10,000     |
|           | 4 高額介護サービス等費       | 250,000    |
|           | 5 高額医療合算介護サービス等費   | 44,000     |
|           | 6 特定入所者介護サービス等費    | 537,300    |
| 5 地域支援事業費 |                    | 592,867    |
|           | 1 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 362,052    |
|           | 2 包括的支援事業・任意事業費    | 230,815    |
| 6 基金積立金   |                    | 812        |
|           | 1 基金積立金            | 812        |
| 7 公債費     |                    | 500        |
|           | 1 公債費              | 500        |
| 8 諸支出金    |                    | 3,001      |
|           | 1 償還金及び還付加算金       | 3,001      |
| 9 予備費     |                    | 87,684     |
|           | 1 予備費              | 87,684     |
| 歳 出       | 合 計                | 11,799,565 |

議第 3 2 号

平成 3 1 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 3 9, 6 8 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

| 歳 入          |               | (単位：千円)   |
|--------------|---------------|-----------|
| 款            | 項             | 金 額       |
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 745,344   |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 745,344   |
| 2 使用料及び手数料   |               | 124       |
|              | 1 手数料         | 124       |
| 4 繰入金        |               | 449,687   |
|              | 1 一般会計繰入金     | 449,687   |
| 5 繰越金        |               | 1         |
|              | 1 繰越金         | 1         |
| 6 諸収入        |               | 44,530    |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 47        |
|              | 2 預金利子        | 1         |
|              | 3 償還金及び還付加算金  | 1,180     |
|              | 4 雑入          | 43,302    |
| 歳 入          | 合 計           | 1,239,686 |

歳 出 (単位：千円)

| 款                | 項                   | 金 額       |
|------------------|---------------------|-----------|
| 1 総務費            |                     | 35,151    |
|                  | 1 総務管理費             | 33,321    |
|                  | 2 徴収費               | 1,830     |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                     | 1,168,641 |
|                  | 1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,168,641 |
| 3 保健事業費          |                     | 34,214    |
|                  | 1 保健事業費             | 34,214    |
| 4 諸支出金           |                     | 1,180     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金        | 1,180     |
| 5 予備費            |                     | 500       |
|                  | 1 予備費               | 500       |
| 歳 出              | 合 計                 | 1,239,686 |

議第 3 3 号

平成 3 1 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 5, 9 5 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入        |               | (単位：千円) |
|------------|---------------|---------|
| 款          | 項             | 金 額     |
| 1 分担金及び負担金 |               | 1       |
|            | 1 分担金         | 1       |
| 2 使用料及び手数料 |               | 61,104  |
|            | 1 使用料         | 61,103  |
|            | 2 手数料         | 1       |
| 6 繰入金      |               | 54,843  |
|            | 1 一般会計繰入金     | 54,843  |
| 7 繰越金      |               | 1       |
|            | 1 繰越金         | 1       |
| 8 諸収入      |               | 1       |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1       |
| 歳 入        | 合 計           | 115,950 |

(単位：千円)

| 歳 出 款           | 項               | 金 額     |
|-----------------|-----------------|---------|
| 1 浄化槽市町村整備推進事業費 |                 | 93,153  |
|                 | 1 浄化槽市町村整備推進事業費 | 93,153  |
| 3 公債費           |                 | 21,797  |
|                 | 1 公債費           | 21,797  |
| 4 予備費           |                 | 1,000   |
|                 | 1 予備費           | 1,000   |
| 歳 出 合 計         |                 | 115,950 |



平成 3 1 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 2, 9 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入        |           | (単位：千円) |
|------------|-----------|---------|
| 款          | 項         | 金 額     |
| 1 診療収入     |           | 92,436  |
|            | 1 診療収入    | 92,436  |
| 2 使用料及び手数料 |           | 638     |
|            | 1 手数料     | 638     |
| 4 財産収入     |           | 6       |
|            | 1 財産運用収入  | 5       |
|            | 2 財産売払収入  | 1       |
| 5 繰入金      |           | 97,861  |
|            | 1 一般会計繰入金 | 97,861  |
| 6 繰越金      |           | 1       |
|            | 1 繰越金     | 1       |
| 7 諸収入      |           | 5,460   |
|            | 1 諸収入     | 5,460   |
| 8 市債       |           | 16,500  |
|            | 1 市債      | 16,500  |
| 歳 入        | 合 計       | 212,902 |

(単位：千円)

| 歳 出 款   | 項       | 金 額     |
|---------|---------|---------|
| 1 総務管理費 |         | 174,038 |
|         | 1 総務管理費 | 174,038 |
| 2 医業費   |         | 38,263  |
|         | 1 医業費   | 38,263  |
| 3 基金積立金 |         | 1       |
|         | 1 基金積立金 | 1       |
| 5 予備費   |         | 600     |
|         | 1 予備費   | 600     |
| 歳 出     | 合 計     | 212,902 |

第2表 地方債

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的      | 限度額    | 起債の方法              | 利 率                                                                            | 償還の方法                                                                                                              |
|----------------|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険診療施設整備事業 | 16,500 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式<br>で借り入れる資金につい<br>て、利率の見直しを行った<br>後においては、当該見直し<br>後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、<br>銀行その他の場合にはその債権者と協定する<br>ものによる。ただし、市財政の都合により据<br>置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還<br>もしくは低利に借換えすることができる。 |

議第 3 5 号

平成 3 1 年度天草市歯科診療所特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 7, 7 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入      |           | (単位：千円) |
|----------|-----------|---------|
| 款        | 項         | 金 額     |
| 1 歯科診療収入 |           | 23,616  |
|          | 1 歯科診療収入  | 23,616  |
| 2 財産収入   |           | 170     |
|          | 1 財産運用収入  | 169     |
|          | 2 財産売却収入  | 1       |
| 3 繰入金    |           | 22,898  |
|          | 1 一般会計繰入金 | 22,898  |
| 4 繰越金    |           | 1       |
|          | 1 繰越金     | 1       |
| 5 諸収入    |           | 1,042   |
|          | 1 諸収入     | 1,042   |
| 歳 入      | 合 計       | 47,727  |

(単位：千円)

| 歳 出 款   | 項       | 金 額    |
|---------|---------|--------|
| 1 総務管理費 |         | 36,567 |
|         | 1 総務管理費 | 36,493 |
|         | 2 研究研修費 | 74     |
| 2 歯科医業費 |         | 10,760 |
|         | 1 歯科医業費 | 10,760 |
| 3 予備費   |         | 400    |
|         | 1 予備費   | 400    |
| 歳 出 合 計 |         | 47,727 |

議第 3 6 号

平成 3 1 年度天草市斎場事業特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 0, 7 8 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木



第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入        |          | (単位：千円) |
|------------|----------|---------|
| 款          | 項        | 金 額     |
| 1 使用料及び手数料 |          | 3,970   |
|            | 1 使用料    | 3,970   |
| 2 財産収入     |          | 28      |
|            | 1 財産運用収入 | 28      |
| 3 繰入金      |          | 69,185  |
|            | 1 繰入金    | 69,185  |
| 4 繰越金      |          | 1       |
|            | 1 繰越金    | 1       |
| 5 諸収入      |          | 2       |
|            | 1 預金利子   | 1       |
|            | 2 雑入     | 1       |
| 6 市債       |          | 37,600  |
|            | 1 市債     | 37,600  |
| 歳 入        | 合 計      | 110,786 |

(単位：千円)

| 歳 出 款   | 項       | 金 額     |
|---------|---------|---------|
| 1 斎場事業費 |         | 101,721 |
|         | 1 斎場事業費 | 101,721 |
| 2 公債費   |         | 7,065   |
|         | 1 公債費   | 7,065   |
| 3 予備費   |         | 2,000   |
|         | 1 予備費   | 2,000   |
| 歳 出 合 計 |         | 110,786 |

第2表 地方債

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 限度額    | 起債の方法              | 利 率                                                                            | 償還の方法                                                                                                              |
|-----------|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 斎場整備事業    | 37,600 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式<br>で借り入れる資金につい<br>て、利率の見直しを行った<br>後においては、当該見直し<br>後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、<br>銀行その他の場合にはその債権者と協定する<br>ものによる。ただし、市財政の都合により据<br>置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還<br>もしくは低利に借換えすることができる。 |

議第 37 号

平成 31 年度天草市一町田財産区特別会計予算

平成 31 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,850 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入    |          | (単位：千円) |
|--------|----------|---------|
| 款      | 項        | 金 額     |
| 1 財産収入 |          | 79      |
|        | 1 財産運用収入 | 77      |
|        | 2 財産売払収入 | 2       |
| 2 繰越金  |          | 9,769   |
|        | 1 繰越金    | 9,769   |
| 3 諸収入  |          | 2       |
|        | 1 預金利子   | 1       |
|        | 2 雑入     | 1       |
| 歳 入    | 合 計      | 9,850   |

| 歳 出   |         | (単位：千円) |
|-------|---------|---------|
| 款     | 項       | 金 額     |
| 1 総務費 |         | 1,260   |
|       | 1 総務管理費 | 1,260   |
| 2 予備費 |         | 8,590   |
|       | 1 予備費   | 8,590   |
| 歳 出   | 合 計     | 9,850   |

議第 3 8 号

平成 3 1 年度天草市新合財産区特別会計予算

平成 3 1 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第 1 表 歳入歳出予算

| 歳 入     |          | (単位：千円) |
|---------|----------|---------|
| 款       | 項        | 金 額     |
| 1 財産収入  |          | 2       |
|         | 1 財産売却収入 | 2       |
| 2 繰越金   |          | 1,383   |
|         | 1 繰越金    | 1,383   |
| 3 諸収入   |          | 2       |
|         | 1 預金利子   | 1       |
|         | 2 雑入     | 1       |
| 歳 入 合 計 |          | 1,387   |

| 歳 出     |         | (単位：千円) |
|---------|---------|---------|
| 款       | 項       | 金 額     |
| 1 総務費   |         | 281     |
|         | 1 総務管理費 | 281     |
| 2 予備費   |         | 1,106   |
|         | 1 予備費   | 1,106   |
| 歳 出 合 計 |         | 1,387   |

## 平成 3 1 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 3 1 年度天草市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |         |          |   |
|---------------|---------|----------|---|
| ( 1 ) 病床数     |         | 357      | 床 |
| 一般病床          |         | 208      | 床 |
| 医療型療養病床       |         | 103      | 床 |
| 結核病床          |         | 46       | 床 |
| ( 2 ) 延患者数    |         | 231, 834 | 人 |
| 入院患者数         | 一般病床    | 60, 390  | 人 |
|               | 医療型療養病床 | 28, 182  | 人 |
|               | 介護型療養病床 | 0        | 人 |
|               | 結核病床    | 732      | 人 |
| 外来患者数         | 一般外来    | 136, 416 | 人 |
|               | 介護サービス  | 6, 114   | 人 |
| ( 3 ) 一日平均患者数 |         | 729      | 人 |
| 入院患者数         | 一般病床    | 165      | 人 |
|               | 医療型療養病床 | 77       | 人 |
|               | 介護型療養病床 | 0        | 人 |
|               | 結核病床    | 2        | 人 |
| 外来患者数         | 一般外来    | 464      | 人 |
|               | 介護サービス  | 21       | 人 |



(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入           |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益    | 3,732,237 千円 |
| 第1項 医 業 収 益   | 3,186,624 千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 545,601 千円   |
| 第3項 特 別 利 益   | 12 千円        |
| 支 出           |              |
| 第1款 病院事業費用    | 3,920,186 千円 |
| 第1項 医 業 費 用   | 3,844,552 千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 71,626 千円    |
| 第3項 特 別 損 失   | 8 千円         |
| 第4項 予 備 費     | 4,000 千円     |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額231,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,784千円、過年度分損益勘定留保資金183,518千円で補てんするものとする。）。

| 収 入         |            |
|-------------|------------|
| 第1款 資本的收入   | 661,335 千円 |
| 第1項 企 業 債   | 460,400 千円 |
| 第2項 他会計出資金  | 195,735 千円 |
| 第3項 他会計補助金  | 3,600 千円   |
| 第4項 県 補 助 金 | 1,600 千円   |
| 支 出         |            |
| 第1款 資本的支出   | 892,637 千円 |
| 第1項 建設改良費   | 578,720 千円 |
| 第2項 企業債償還金  | 313,917 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的    | 限度額       | 起債の方法              | 利 率    | 償還の方法                                                                                       |
|----------|-----------|--------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療機器整備事業 | 98,600千円  | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |
| 病院施設整備事業 | 361,800千円 |                    |        |                                                                                             |
| 合 計      | 460,400千円 |                    |        |                                                                                             |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

2,449,395 千円

(2) 交 際 費

1,248 千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

| 款      | 項      | 金 額      | 理 由                                    |
|--------|--------|----------|----------------------------------------|
| 病院事業収益 | 医業外収益  | 48,100千円 | ・ 研究研修費、共済追加費用等の経費の一部を補助するため（一般会計）     |
| 資本的収入  | 他会計補助金 | 3,600千円  | ・ 国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため（国民健康保険特別会計） |
| 合      | 計      | 51,700千円 |                                        |

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、428,968千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

|        | 種 類         | 名 称        | 数 量 |
|--------|-------------|------------|-----|
| 取得する資産 | 医 療 機 器     | オーダリングシステム | 一式  |
|        | 医 療 機 器     | オペ室滅菌器     | 一式  |
|        | 建 物 附 属 設 備 | 病院空調設備（改修） | 一式  |
|        | 建 物 附 属 設 備 | 給排水管設備（改修） | 一式  |

平成31年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

平成31年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 30,901 戸                 |
| (2) 年間総給水量    | 8,361,882 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 22,909 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                          |
| ア 管路整備事業      | 282,647 千円               |
| イ 施設整備事業      | 186,325 千円               |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |    |    |   |   |   |   |              |
|-----|----|----|---|---|---|---|--------------|
|     |    |    |   |   | 収 | 入 |              |
| 第1款 | 事業 | 収益 |   |   |   |   | 2,711,870 千円 |
| 第1項 | 営業 | 業  | 収 | 益 |   |   | 1,905,198 千円 |
| 第2項 | 営業 | 外  | 収 | 益 |   |   | 806,662 千円   |
| 第3項 | 特  | 別  | 利 | 益 |   |   | 10 千円        |
|     |    |    |   |   | 支 | 出 |              |
| 第1款 | 事業 | 費  |   |   |   |   | 2,598,479 千円 |
| 第1項 | 営業 | 業  | 費 | 用 |   |   | 2,362,541 千円 |
| 第2項 | 営業 | 外  | 費 | 用 |   |   | 216,818 千円   |
| 第3項 | 特  | 別  | 損 | 失 |   |   | 18,920 千円    |
| 第4項 | 予  | 備  |   | 費 |   |   | 200 千円       |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 178, 607千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54, 695千円、過年度分損益勘定留保資金1, 063, 912千円及び建設改良積立金60, 000千円で補てんするものとする。）。

|           |   |   |         | 収 | 入 |              |
|-----------|---|---|---------|---|---|--------------|
| 第1款 資本的収入 |   |   |         |   |   | 378,524 千円   |
| 第1項       | 企 | 業 | 債       |   |   | 66,600 千円    |
| 第2項       | 出 | 資 | 金       |   |   | 221,306 千円   |
| 第3項       | 補 | 助 | 金       |   |   | 86,918 千円    |
| 第4項       | 工 | 事 | 負 担 金   |   |   | 3,700 千円     |
|           |   |   |         | 支 | 出 |              |
| 第1款 資本的支出 |   |   |         |   |   | 1,557,131 千円 |
| 第1項       | 建 | 設 | 改 良 費   |   |   | 651,125 千円   |
| 第2項       | 企 | 業 | 債 償 還 金 |   |   | 904,146 千円   |
| 第3項       | 返 |   | 還 金     |   |   | 1,860 千円     |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項             | 期間            | 限度額     |
|----------------|---------------|---------|
| 天草市水道料金等収納業務委託 | 平成32年度～平成33年度 | 3,560千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限度額      | 起債の方法              | 利率                                                            | 償還の方法                                                                                               |
|-----------|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設改良事業    | 66,600千円 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(但し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

192,086 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

| 款    | 項     | 金額        | 理由                |
|------|-------|-----------|-------------------|
| 事業収益 | 営業外収益 | 565,389千円 | 水道事業会計の経営基盤確立のため。 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

天草市長 中 村 五 木

議第41号

平成31年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 処理戸数      | 12,933 戸                 |
| (2) 年間総処理水量   | 3,981,400 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量  | 10,908 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                          |
| ア 管渠建設改良事業    | 120,090 千円               |
| イ ポンプ場建設改良事業  | 169,455 千円               |
| ウ 処理場建設改良事業   | 200,248 千円               |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |   |   |   |   | 収 | 入 |              |
|-----|---|---|---|---|---|---|--------------|
| 第1款 | 事 | 業 | 収 | 益 |   |   | 1,932,666 千円 |
| 第1項 | 営 | 業 | 収 | 益 |   |   | 851,132 千円   |
| 第2項 | 営 | 業 | 外 | 収 | 益 |   | 1,081,534 千円 |
|     |   |   |   |   | 支 | 出 |              |
| 第1款 | 事 | 業 | 費 |   |   |   | 1,829,349 千円 |
| 第1項 | 営 | 業 | 費 | 用 |   |   | 1,692,286 千円 |
| 第2項 | 営 | 業 | 外 | 費 | 用 |   | 135,475 千円   |
| 第3項 | 特 | 別 | 損 | 失 |   |   | 588 千円       |
| 第4項 | 予 |   | 備 | 費 |   |   | 1,000 千円     |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額671,531千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,622千円、過年度分損益勘定留保資金200,345千円、当年度分損益勘定留保資金459,564千円で補てんするものとする。）。

|           |             | 収 入 |              |
|-----------|-------------|-----|--------------|
| 第1款 資本的収入 |             |     | 530,715 千円   |
| 第1項       | 企業債         |     | 227,600 千円   |
| 第2項       | 補助金         |     | 276,024 千円   |
| 第3項       | 受益者負担金及び分担金 |     | 5,662 千円     |
| 第4項       | 工事負担金       |     | 21,429 千円    |
|           |             | 支 出 |              |
| 第1款 資本的支出 |             |     | 1,202,246 千円 |
| 第1項       | 建設改良費       |     | 489,904 千円   |
| 第2項       | 企業債償還金      |     | 712,342 千円   |

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                                  | 期 間                  | 限 度 額                                                                           |
|--------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給（平成31年度） | 平成32年度～平成36年度        | 722千円                                                                           |
| 天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償         | 金融機関が補償の履行日として指定する期間 | 天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が1箇所（世帯）につき700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償 |



（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的  | 限度額       | 起債の方法              | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                              |
|--------|-----------|--------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設改良事業 | 227,600千円 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

100,984 千円

（他会計からの補助金）

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

| 款     | 項     | 金額        | 理由                 |
|-------|-------|-----------|--------------------|
| 事業収益  | 営業外収益 | 544,099千円 | 下水道事業会計の経営基盤確立のため。 |
| 資本的収入 | 補助金   | 130,024千円 |                    |

平成 31 年 2 月 25 日提出

天草市長      中 村 五 木

